第16節 輸送施設の判断

1 一般事項

40ha 以上の開発行為にあっては、開発区域の中に居住することとなる者の通勤、通学等が道路、 鉄道等の輸送の便からみて支障がないことが必要です。特に、市街化区域以外の区域における大規 模開発については、輸送能力が適切でなければなりません。

••都市計画法 ••

(開発許可の基準)

第33条第1項

(11) 政令で定める規模以上の開発行為にあっては、当該開発行為が道路、鉄道等による輸送の便等からみて支障がないと認められること。

都市計画法施行令

(輸送の便等からみて支障がないと認められなければならない開発行為の規模)

第 24 条 法第 33 条第 1 項第 11 号 (法第 35 条の 2 第 4 項において準用する場合を含む。) の政令で定める規模は、 40 ヘクタールとする。

2 鉄道事業者及び軌道経営者等との協議

40ha 以上の開発行為にあっては、鉄道事業法 (昭和 61 年法律第 92 号) による鉄道事業者及び軌道 法による軌道経営者と法第 32 条に基づく協議を行う必要があります (令第 23 条)。